明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一八）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令**（政令第一八号）（内閣府本府）

1　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(二)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(三)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(四)　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(五)　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(六)　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(七)　共同利用小型漁船の建造費の補助

(八)　森林災害復旧事業に対する補助

(九)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(一〇)　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

(一一)　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(一二)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(一三)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(一四)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(一五)　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(一六)　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(一七)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(一八)　雇用保険法による求職者給付の支給に関するる特例

(一九)　その他所要の措置を講ずることとした。

3

政　令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第十八号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第七条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第九条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条　前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

一　魚類養殖施設

二　貝類養殖施設

三　海藻類養殖施設

四　前三号に掲げる養殖施設以外の養殖施設